

長崎市監査公表第 20 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 27 日

長崎市監査委員 小田 徹
同 三谷 利博
同 永尾 春文
同 山崎 猛

1 監査の種類

財務監査(工事監査) (令和 6 年 8 月 19 日付 長崎市監査公表第 20 号)

2 監査の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 8 月 8 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	文化観光部	文化財課
	土木部	土木建設課
	上下水道局事業部	水道建設課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

No	所属名	指摘	措置
1	文化観光部 文化財課	1 市内文化財 3 次元計測業務委託 (1) 道路での測量作業を行う際に、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導を行われたい。	今年度の業務より、発注の仕様書に「道路上での作業がある場合には道路使用許可等」が必要な旨の記載を行った。 また、業務履行段階においても、道路において作業を行う際には、事前に許可を受けているか書面においての確認を行うこととした。
2		1 市道虹が丘町西町 1 号線仮橋設置工事 (1) 高さ 6.75m 以上の高所で作業を行う際に、フルハーネス型の墜落制止用器具を着用していなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。	受注者に対し、口頭指導を行い、再発防止を図るとともに、今後の発注工事の現場説明書にフルハーネス型の墜落制止用器具に関する注意事項を追記したが、口頭指導だけでなく、文書にて通知すべきであったことから、指摘事項と併せて令和 6 年 9 月 26 日、所属の職員に対して周知を行い、再発防止に努めた。
3	土木部 土木建設課	2 市道中川鳴滝 3 号線道路改良工事 (1) バックホウの運転手がバケット及び排土板を地上に下ろさず運転席を離れていた。また、バックホウによる作業を行う際に、作業員の立入禁止や誘導員の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。	受注者に対し、口頭指導を行うとともに文書にて通知し再発防止を図った。 また、今後の発注工事に関しては工事着手前に通知する「工事着工前の確認事項」内に留意事項として追記し、令和 6 年 9 月 26 日、所属の職員に対して指摘内容について周知を行い、再発防止に努めた。
4		2 市道中川鳴滝 3 号線道路改良工事 (2) 建設副産物の建設廃棄物処理委託契約を締結していなかった。法令遵守の指導を行われたい。	受注者に対し、口頭指導を行い契約の確認を行うとともに、文書にて通知し再発防止を図った。 また、今後の発注工事に関しては工事着手前に通知する「工事着工前の確認事項」内に留意事項として追記し、令和 6 年 9 月 26 日、所属の職員に対して指摘内容について周知を行い、再発防止に努めた。

No	所属名	指摘	措置
5	上下水道局事業部 水道建設課	<p>1 元船町・出島町（径 700 粕）配水管推進工事</p> <p>(1) 道路交通法に基づく道路使用許可を受けずに、道路上で建設機械の積み降ろしや、着工前の測量作業を行っていた。法令遵守の指導を行われたい。</p>	<p>令和 6 年 9 月 10 日、課内職員に対し指摘・指導事項における勉強会を開催し、道路交通法に基づく道路使用許可及び法令順守の指導について再確認を行った。</p> <p>また、上下水道局事業部内で勉強会資料を共有し、再発防止を図った。</p>